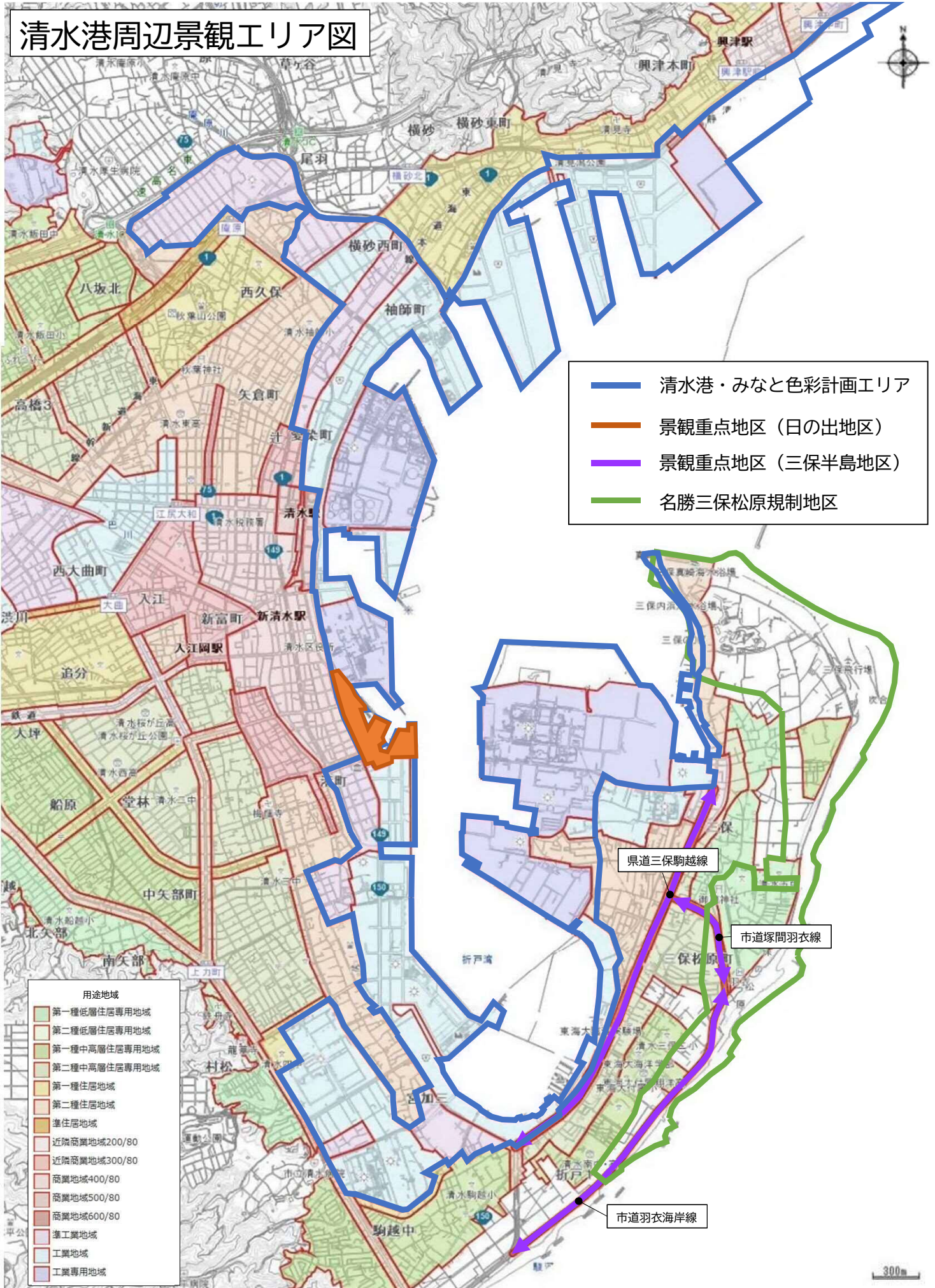


清水港・みなと色彩計画対象区域における景観関係手続き一覧

※掲載内容は令和5年12月時点のものです。各手続等の詳細は担当課へご確認ください。

法令 計画		清水港・みなと色彩計画	その他景観に関する法令・計画		
			静岡市景観条例 静岡市景観計画	静岡市屋外広告物条例	文化財保護法 名勝三保松原保存管理計画
区域	臨港地区、臨港地区から陸側に概ね1区画までの区域、臨港地区に隣接する工業地域・準工業地域 700ha	景観計画重点地区 ①日の出地区 ②三保半島地区	左記以外の区域	条例で指定した区域 (※三保半島広告整備地区に該当する場合、上乘せ基準有)	名勝三保松原規制地区
対象となる行為	建築物	【対象物】 建築物 (建築基準法第2条第1項に定めるもの) 【対象規模・対象行為】 ●新築 ・全て ●増築・改築・移転 次のいずれかに該当するもの ・高さ5mを超えるもの ・対象行為に係る床面積10㎡を超えるもの ●外観の変更 (修繕、模様替え、色彩の変更) ・外見の変更に係る部分の見付面積が10㎡を超えるもの	【対象物】 一定規模以上の建築物 (建築基準法第2条第1項に定めるもの) (①②どちらかに該当する場合) 【対象規模】 ①高さ ・商業系・工業系用途地域:高さ15mを超えるもの ・それ以外の区域:高さ10mを超えるもの ②面積 ・敷地内の地階を除く延べ面積の合計が1,000㎡を超えるもの 【対象行為】 ●新築 ●増築・改築・移転 ・床面積の合計が10㎡を超えるもの ●外観の変更 (修繕、模様替え、色彩の変更) ・変更部分の見付面積が50㎡を超えるもの	屋外広告物の設置 (1)屋上広告 (2)壁面突出広告 (3)壁面利用広告 (4)塀利用広告 など	建築物・工作物の新設・改修・撤去 (原則、名勝の現在の状態が変わるすべての行為が対象)
	工作物	【対象物】 工作物 (1)建築物に該当しない門、塀、垣、柵 (2)擁壁 (3)高架水槽、冷却塔、サイロ (4)煙突、排気塔 (5)記念塔 (6)電波塔 (7)屋外タンク (8)高架道路、高架鉄道、橋梁、横断歩道橋 (9)建築物に該当しない車庫 (10)自動販売機 (11)土地に自立して設置する太陽光発電設備 【対象規模・行為】 ●新設・増設・改築・移転 次のいずれかに該当するもの ・(3)～(7)の高さ5mを超えるもの ・上記以外の高さ2mを超えるもの ・(8)で長さ15mを超えるもの ・上記以外で長さ10mを超えるもの ・(11)で敷地面積10㎡を超えるもの ●外観の変更 (修繕、模様替、色彩の変更) ・外見の変更に係る部分の見付面積が10㎡を超えるもの	【対象物】 工作物 (1)建築物に該当しない門、塀、垣、柵 (2)擁壁 (3)高架水槽、冷却塔、サイロ (4)煙突、排気塔 (5)記念塔 (6)電波塔 (7)屋外タンク (8)高架道路、高架鉄道、橋梁、横断歩道橋 (9)建築物に該当しない車庫 (10)自動販売機 (11)土地に自立して設置する太陽光発電設備 【対象規模・行為】 ●工作物の新設・増設・改築・移転 ・(1)～(10)の高さ10mを超えるもの ・(11)の敷地面積が1,000㎡を超えるもの ●外観の変更 (修繕、模様替、色彩の変更) ・変更部分も見付面積が10㎡を超えるもの	屋外広告物の設置 (1)野立広告 (2)屋上広告 (3)壁面突出広告 (4)壁面利用広告 (5)塀利用広告 (6)アーケード吊り下げ広告 (7)電柱利用広告 (8)消火栓標識柱利用広告 (9)アドバルーン (10)広告幕及び広告網 (11)のほり など	
必要となる手続き等	①事前相談 ②協議書提出 ※着工は確認書の発行後 ③変更協議 ※計画の変更がある場合 ④実施完了報告	①事前協議(届出の60日前まで) ※延べ面積5,000㎡以上の場合 ②届出(建築確認申請等の30日前まで) ③変更の届出 (変更部分行為の着手の30日前まで) ④行為の完了届出 (完了後すみやかに)	①事前協議(届出の60日前まで) ※延べ面積5,000㎡以上の場合 ②届出(建築確認申請等の30日前まで) ③変更の届出 (変更部分行為の着手の30日前まで) ④行為の完了届出 (完了後すみやかに)	①事前相談 ②設置許可申請 ③手数料入金 ④変更・改造許可申請 ※許可された広告物を変更する場合 ⑤除却届 ※広告物撤去の場合 ⑥更新許可申請 ※引き続き広告物を表示する場合	①事前相談 ②現状変更許可申請 ③現状変更計画変更申請 ※許可を受けた内容を変更する場合 ④現状変更期間変更届 ※許可を受けた期間を変更する場合 ⑤現状変更終了届
担当課	清水港・みなと色彩計画推進協議会 (事務局:静岡市海洋文化都市政策課 みなと色彩係) 054-354-2432	静岡市建築総務課 都市景観推進係 054-221-1049	静岡市建築総務課 都市景観推進係 054-221-1049	静岡市建築総務課 屋外広告物係 054-221-1123	静岡市文化財課 三保松原文化創造センター 054-340-2100

清水港周辺景観エリア図



- 清水港・みなと色彩計画エリア
- 景観重点地区（日の出地区）
- 景観重点地区（三保半島地区）
- 名勝三保松原規制地区

- 用途地域
- 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域200/80
 - 近隣商業地域300/80
 - 商業地域400/80
 - 商業地域500/80
 - 商業地域600/80
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域

県道三保駒越線

市道塚間羽衣線

市道羽衣海岸線